

令和2年度 企業主導型保育事業子育て支援員研修事業委託仕様書

1 事業名

企業主導型保育事業子育て支援員研修事業

2 事業の目的

企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づく、企業主導型保育事業を行う保育施設に従事している者に対し、保育に必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、企業主導型保育事業における子育て支援の担い手となる者の資質の向上を図ることを目的とする。

3 事業内容等

「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号、第三次改正平成31年3月29日子発0329第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」(平成27年5月21日事務連絡)(以下「研修内容等留意点」という。)に基づく、研修の実施、受講結果に基づく名簿の作成等を行う。

(1) 子育て支援員研修の内容・開催形式

基本研修及び専門研修(地域保育コースのうち地域型保育)を別紙3「企業主導型保育事業子育て支援員研修実施内容」並びに「研修内容等留意点」及び同資料別紙4「基本研修シラバス」・別紙5「地域保育コース<共通科目>シラバス」「地域保育コース<選択科目:地域型保育>シラバス」に沿った内容での提案とすること。

※ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から集合研修・見学実習以外はeラーニングにて実施のこと。

※基本研修⑧総合演習についてはレポート提出による代替も可能とする。

※見学実習については講義・演習による代替も可能とする。その場合、科目の「見学オリエンテーション」は省略可とする。

(2) 子育て支援員研修事業委託業務

- ① 研修実施に関する日程及び見学実習会場の設定
- ② 研修実施に関する広告・周知
- ③ 研修申込に関する事務(申込受付、受講票発送、名簿作成等)
- ④ 研修内容・テキストの企画、講師の選定
- ⑤ eラーニングのシステム構築、コンテンツの作成
 - i システム構築に当たっては、セキュリティ対策を講じること。
 - ii コンテンツの作成にあたっては、各科目で演習や小テスト等を行うようにし、効果測定ができるようにすること。
 - iii コンテンツの作成に当たっては、なりすまし及び早回し等の不正防止策を講じること。
- ⑥ 研修の実施(eラーニング、集合研修、見学実習)
- ⑦ 研修の管理運営(受講状況の管理、受講者アンケート、eラーニングの効果測定結果等を含む。)
- ⑧ 修了者名簿の作成・提出、修了証の作成・送付
- ⑨ 実績報告書の作成・提出

なお、eラーニングの実施方法、不正防止対策等については、別紙6「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ(平成31年1月9日付)」及び別紙7「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ(平成31年3月13日付)」を参考にすること。

(3) 子育て支援員研修事業の開催

① 集合研修

開催地区ごとに下記の回数実施すること。

4回実施(延800人=4回×200人)・・・関東

3回実施(延600人=3回×200人)・・・関西・九州

2回実施(延400人=2回×200人)・・・中部

1回実施(延200人=1回×200人)・・・北海道・東北・中国四国

② 見学実習(2日間)

3(3)①の集合研修受講者が、集合研修を受講した開催地区で見学実習に参加できるようにすること。

③ eラーニング

受講者が受講しやすいよう、可能な限り長期間、受講可能とし、かつ、職場以外のデバイスからでも受講可能なものにする。

④ 受講者想定人数

全国計 3,000人

⑤ 受講対象者

企業主導型保育施設に従事している者

※令和2年度 企業主導型保育事業子育て支援員研修については企業主導型保育施設に従事している者のみを研修受講対象とすることから、それを証する書類の提出を申込者に求める必要がある。

⑥ 開催時期

契約締結日から令和3年3月31日までの期間

⑦ 留意事項

- ・旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。
- ・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- ・本業務により生じた成果物の著作権は、公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、協会担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、協会の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において処理すること。
- ・事業実績報告書は令和3年4月10日までに提出すること。